

米国

海外療養費を申請される方へ（海外勤務者・海外研修生用）

三菱電機健康保険組合

以下のことをよくお読みになってから申請してください。

提出書類 ※下記の書類が全て揃わない場合、払い戻しはできませんのでご注意ください。

①海外療養費支給申請書

- ・ 記入もれがないか確認してください。
- ・ 未記入など不備がありますと一旦書類を返却いたしますので、支払が遅れる場合があります。

②診療内容明細書

- ・ 全項目について医師の記入・署名が必要です。（ご本人が記入する項目はありません。）
- ・ 1人/1ヶ月/1病院/1診療科目（外来・入院別、医科・歯科別、各科別）ごとに明細書1枚が必要です。

③領収書（原本）

- ・ 患者名・日付・金額が明確なもので、原本が必要です（コピー・再発行では受付できません。）
また、原本を返却することはできません。

【現地加入保険の還付手続きで領収書（原本）を提出してしまったとき】

- 保険会社発行の還付額が分かる書類（原本）
- 領収書のコピー（基本的にはコピーの提出が必要ですが、用意できない場合はなしでも可とします。ただし、次回申請される際は必ずコピーを用意してください。）

上記（●）2点を領収書（原本）のかわりに提出してください。

④調査に関わる同意書

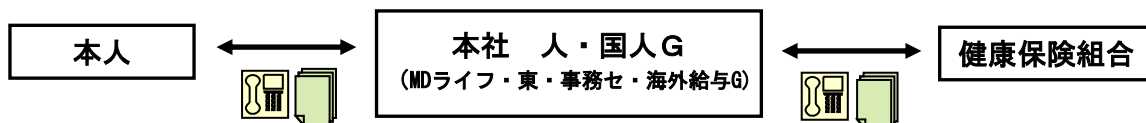
- ・ 当組合が海外の医療機関等に対して照会を行うことへの同意書です。

注意事項

1. 発病又は負傷の原因が業務上、又は通勤途上中の事故による場合は健保から海外療養費は支給されません。
2. 申請書・診療内容明細書・領収書は原本の提出が必要です。コピー・再発行では受付できません。
3. 現地保険からの還付がある場合、総診療費の欄には還付額を差し引く前の金額を記入してください。
4. 総診療費と領収書の金額は同額にしてください。
5. 同じ医療機関に同じ期間、複数の家族が診療を受けている場合でも、1人ずつの申請書・診療内容明細書・領収書が必要です。
6. 海外療養費の申請は、病院に支払をした日の翌日から2年経過すると時効となります。
7. 病院にかかった場合は、その都度、申請書を提出してください。
8. 不備で返却した申請書は速やかに再提出してください。

問合せ・提出先

※お問い合わせ等は健保へ直接ではなく、必ずMDライフ・東・事務セ・海外給与Gへお願いします。



記入もれはありませんか？添付書類は揃っていますか？
申請書を提出する際には不備がないかよく確認した上で、ご提出ください。
不備があった場合は返却しますので、速やかに再提出してください。